

藤沢市教育委員会会議規則 抜粋

(請願)

第9条 委員会に請願をしようとする者は、邦文を用いて、その趣旨、提出年月日、請願者の住所及び氏名（法人その他の団体にあつては、所在地、名称及び代表者の氏名）を記載し、請願者が署名または記名押印をした文書を委員会に提出しなければならない。

2 請願書を受理したときは、教育長は会議に付し、審議を行い、議決しなければならない。

3 会議に付された請願書を提出した者は、委員会が認めた場合、教育長の許可する時間内において事情を述べることができる。

4 請願等の取扱いについて、必要な事項は別に定める。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律(平成26年法律第76号)附則第3条に規定する新教育長が最初に任命された日から施行する。